

平成26年度
第1回熊本市立図書館協議会

議題 図書サービスのあり方検討について

目次

平成 26 年度図書館協議会

熊本市図書館サービスあり方検討について 2P

平成 25 年度図書館協議会あり方検討を受けての論点整理 . . . 3P

図書館サービスあり方検討のイメージ 4P

第 1 章 図書館サービスのあり方について 5P

(論点)

1. 図書館・分館・公民館図書室等によるサービス提供体制について
2. 図書館の開館日・開館時間について
3. 公民館図書室等の開館日・開館時間について
4. 貸出・返却サービスについて
5. 資料の充実について
6. レファレンス・レフェラルサービスについて
7. 図書館サービスにおける施設設備の充実
8. 子ども読書活動推進について
9. 図書館サービスへの I C T活用方針について
10. 図書館の交流拠点性について
11. ボランティアとの協働について
12. 他の図書館や施設・機関との連携

第 2 章 図書館の管理運営体制について 29P

(論点)

13. 民間活力の導入
14. 人材育成について

平成 26 年度図書館協議会 熊本市図書サービスあり方検討について

平成 25 年度熊本市立図書館協議会での、求められる図書館像（案）に対するご意見をもとに、熊本市の図書サービスのあり方検討における具体的な論点を以下の 14 項目に整理を行いました。

今後の進め方としては、第 1 回・第 2 回の会議で 14 項目の具体的な論点について議論いただき、協議会意見の中間報告として取りまとめ、第 3 回の会議において中間報告を受け作成した「熊本市図書館サービスビジョン（案）」を図書館協議会への諮問として提出し論議いただき、4 回の会議において図書館協議会からの「熊本市図書館サービスビジョンについての答申」としてあり方検討の結論としていただきたいと思いますと考えております。

○スケジュール（案）

月 日	実施事項
平成 25 年 1 月 8 日	第 1 回 図書館協議会（あり方検討 1 回目） 「図書サービスのあり方検討について」諮問
平成 26 年 1 月 22 日	第 2 回 図書館協議会（あり方検討 2 回目） 「これからの図書館に求められる役割について」項目検討
平成 26 年 4 月 22 日	第 1 回 図書館協議会（あり方検討 3 回目） 「14 検討項目の具体的論議」
平成 26 年 5 月（予定）	第 2 回 図書館協議会（あり方検討 4 回目） 「あり方検討」（中間報告）
平成 26 年 8 月（予定）	第 3 回 図書館協議会（あり方検討 5 回目） 「図書サービスビジョンについて」議論
平成 26 年 9 月（予定）	第 4 回 図書館協議会（あり方検討 6 回目） 「図書サービスビジョンについて」答申

平成 25 年度図書館協議会あり方検討を受けての論点整理

具体的なサービスのあり方に関する項目として「市民・利用者が直接接するサービス」「子ども」「情報化への対応」「交流拠点性」の観点から、12 項目の論点を整理しました。

また効率的かつ効果的な管理運営体制に関する項目として、「民間にはできない行政が担うべき役割」として 2 項目に論点を整理しました。

【図書サービスのあり方について】

「市民・利用者が直接接するサービス」

- ① 図書館・分館・公民館図書室等によるサービス提供体制について
- ② 図書館の開館日・開館時間について
- ③ 公民館図書室等の開館日・開館時間について
- ④ 貸出返却サービスについて
- ⑤ 資料の充実について
- ⑥ 図書サービスにおける施設設備の充実について
- ⑦ レファレンス・レフェラルサービスについて

「子ども」

- ⑧ 子ども読書活動推進について

「情報化への対応」

- ⑨ 図書サービスへの ICT 活用方針について

「交流拠点」

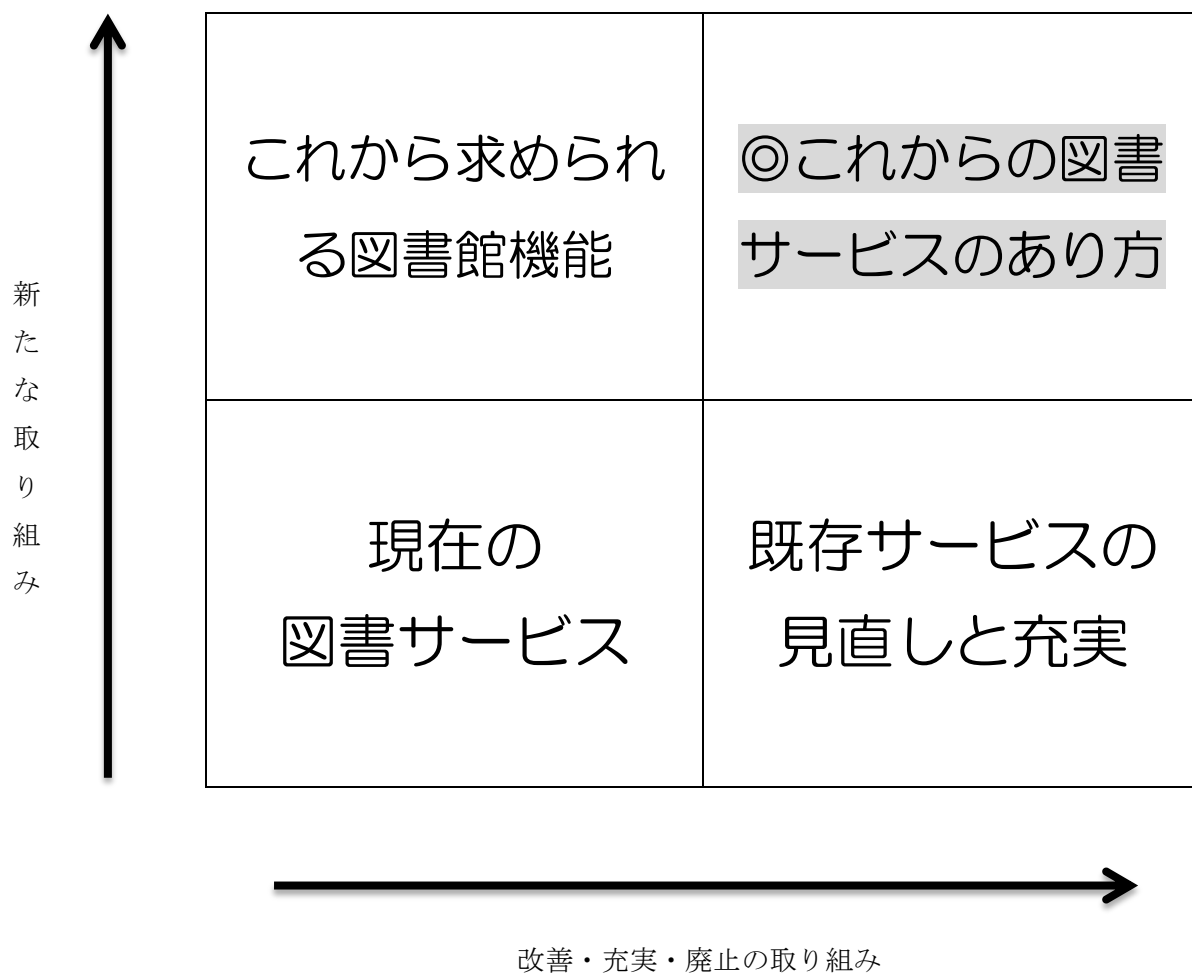
- ⑩ 図書館の交流拠点性について
- ⑪ ボランティアとの協働について
- ⑫ 他の図書館、他の施設・機関との連携について

【効率的かつ効果的な管理運営体制について】

「民間にはできない行政が担うべき役割」

- ⑬ 民間活力の活用について
- ⑭ 人材育成について

図書館サービスあり方検討のイメージ



第 1 章 図書サービスのあり方について

1. 図書館・分館・公民館図書室等によるサービス提供体制について

【現状及び課題】

本市図書サービス体制は図書館 4 箇所及び公民館図書室 16 箇所及び男女共同参画センター内情報資料室で構成しています。各図書館・公民館図書室等の構成及び位置づけは次表のとおりです。

施設名	位置づけ	主な機能
市立図書館	本館	蔵書管理、図書管理システム運用、図書サービス施策の企画立案など本市の図書サービスの中枢図書館。
植木図書館 城南図書館	分館	本市の北部・南部における図書館サービスを実施する図書館。
森都心プラザ 図書館	専門図書館	森都心プラザビジネス支援センター等と連携しビジネス支援に重きをおいた専門図書館。
公民館図書室 (16 箇所) 男女共同参画センター 内情報資料室	図書館との連携協力施設	身近な地域での図書貸出・返却サービス実施。

図書館については、それぞれの図書館の機能・特性を活かし、図書館利用の魅力の向上に取り組むとともに、レファレンス・レフェラルサービス等の図書館固有機能の充実を図り、本市図書サービスの向上を目指したいと考えます。

公民館図書室は、公民館とともに地域に密着し、親しみやすさ、立ち寄りやすさといった利点も高い一方、生涯学習施設としては、蔵書数の少なさ、閲覧スペースの狭さなど、公民館活動の補助的施設としての限界があるため、図書サービス体制の充実に向けては、公民館図書室は地域密着型図書館として発展することが望ましいと考えます。

◆「図書館・分館・公民館図書室等によるサービス提供体制について」
論点の要旨

図書館

- 各図書館の機能・特性を活かした、図書館利用の魅力の向上が必要。
- レファレンス・レフェラルサービス等図書館固有機能を充実が必要。

公民館図書室等

- 公民館とともに地域に密着し、親しみやすさ、立ち寄りやすさといった利点を活かすことが必要。
- 図書サービス体制の充実に向けて、地域密着型図書館として発展することが望ましいと思慮。

2.図書館の開館日・開館時間について

【現状及び課題】

利用促進の観点から、地域の実情や市民の多様な生活時間等に配慮し見直しを積極的に検討すべきと考えます。

市立図書館は、中央図書館機能を考慮し、全市を範囲として市民の多様な生活時間に対応。今後、開館日数及び開館時間の設定については、拡大の方向で検討を行うべきと考えます。

分館については地域拠点図書館としての機能を考慮し、地域住民・利用者の状況を、利用促進の観点から、開館日数及び開館時間の設定を検討すべきと考えます。

また、地域の拠点となる図書館として、各分館の周辺エリアの公民館図書室の休館日・開館時間を考慮することが必要と考えます。

プラザ図書館については、現在の利用状況を考慮すると、開館日・開館時間の設定は概ね適切であると考えております。

館名	開館日	開館時間
市立図書館	年間301日 (毎週月曜休館)	全日 9:30~18:00
植木分館	年間301日 (毎週月曜休館)	平日 9:30~18:00 土日祝 9:30~17:00
プラザ図書館	年間341日 (第3水曜日休館)	平日・土 9:30~20:00 日・祝 9:30~18:00
城南分館	年間341日 (第4水曜日休館)	平日・土 9:30~20:00 日・祝 9:30~18:00

※市立・植木図書館の6月~9月の平日の開館時間は、9:30~19:00

◆「図書館の開館日・開館時間について」論点の要旨

- 利用促進の観点から、地域の実情や市民の生活時間等に配慮し見直す。
- 市立図書館は、全市を範囲として、拡大の方向で検討。
- 分館については地域の状況に応じて設定を検討。なお、周辺エリアの公民館図書室の休館日・開館時間を考慮。
- プラザ図書館については、概ね適切。

3. 公民館図書室等の開館日・開館時間について

【現状及び課題】

公民館図書室は、公民館とともに地域に密着し、親しみやすさ、立ち寄りやすさといった特性を鑑み、それぞれの地域の実情に即した開館日数・開館時間を個々に検討する必要と考えます。

また、近接する公民館図書室及び図書館との連携で、より効率的な図書サービス提供体制を構築することも検討すべきです。

しかしながら、公民館図書室は公民館の附属施設であることから、開館日・会館時間は公民館全体の運営の中で検討する必要があります。

図書貸出サービスにおいて、全市域に網羅する公民館図書室の役割は大きいことから、地域の実情、利用者の要望等を踏まえ、公民館の協力を求めたいと考えます。

	開館日	開館時間
全公民館図書室	年間約 287 日 (毎週月曜休館) (毎月 1 日室内整理日)	全日 9:30~17:00

※富合公民館図書室は、平成 25 年 10 月までは平日 9:30~19:00 の開館時間であったが、合併特例措置終了後は他の公民館図書室と統一となる。

◆「公民館図書室等の開館日・開館時間について」論点の要旨

- 地域の実情に即した開館日数・開館時間を個々に検討。
- 近接する公民館図書室及び図書館との連携で、より効率的な図書サービス提供体制を構築することも検討すべきと思慮。
- 開館日・開館時間は公民館全体の運営の中で検討が必要。公民館の協力を求めたい。

4.貸出・返却サービスについて

【現状及び課題】

市立図書館を中心に、図書館 3 箇所、公民館図書室 16 箇所及び男女共同参画センター内情報資料室でネットワークを構築し、共通の図書管理システム及び各施設間の図書搬送体制により、全市域での図書貸出サービスを実施しています。

移動図書館については、市立図書館、植木図書館、城南図書館に配置し、市内を巡回し、図書貸出サービスの広域化に努めています。

そのほか、市内の地域団体、社会教育団体や入院中の子どもたち向けの院内文庫などへの団体貸出サービス、身体障がい者に対する郵送貸出サービスを実施しているほか、各区役所に返却ポストを設置し、利便性充実に努めております。

今後、利用者拡大を図るうえでの課題としては、貸出・返却が可能なサービススポットの設置、電子図書貸出、図書宅配サービスなど、地域の状況、社会環境に即応したサービスの開発・展開が必要であると考えます。

移動図書館については、地域的に利用者の減少も見られ、それぞれの地域の実情を勘案しつつ巡回場所を見直す必要があるとともに、移動図書館に変わる効率的かつ効果的サービスの展開を検討することが必要と考えます。

地域の実情や利用者の要請に応えるため、視聴覚資料の貸出、雑誌の貸出など図書館、図書室によって異なる運用を行っているケースがあるが、利用者の立場からよりよい運用については積極的に統一を図る方向で取り組むべきと考えます。

移動図書館利用状況（平成24年度）

館名	ステーション数	貸出者数	貸出冊数
市立	26	3,007	16,282
植木	41	980	25,363
城南	16	506	2,382

※城南は、H26年3月から富合4ステーションを追加し計20ステーション

◆「貸出・返却サービスについて」論点の要旨

- 利用者拡大を図るうえで、貸出・返却が可能なサービススポットの設置、電子図書貸出、図書宅配サービスなど、地域の状況、社会環境に即応したサービスの開発・展開が必要。
- 移動図書館については、利用者の減少も見られ巡回場所を見直す。
- 移動図書館に代わる効率的かつ効果的サービスの検討が必要。
- 図書館、図書室によって異なる運用については、利用者の立場からよりよい運用に積極的に統一。

【関連する論点】

9. 図書サービスへのICT活用方針

5.資料の充実について

【現状及び課題】

図書資料の収集は、図書館の基本機能であり、図書館サービスの根幹となるものであることから、図書館の効率的運営を目指す一方、資料の充実は必要と考えており、図書館予算の確保に努めたいと考えます。

効果的な資料収集にむけて、市民の要望や社会の要請、地域の実情等を反映できるように、各図書館の機能、公民館図書室の利用傾向を把握し、それぞれの施設の特性に応じた蔵書コレクション形成に努めたいと考えます。

効率的見地からは、他図書館や大学図書館、社会教育施設等との連携においても資料の相互利用の促進に努めたいと考えます。

図書予算推移

単位：千円

館名	H22	H23	H24	H25	H26
市立	36,000	36,000	34,000	34,000	30,935
植木	6,000	6,000	6,000	6,000	5,895
プラザ	106,000	100,000	94,000	94,000	88,968
新城南	0	0	60,000	30,000	4,000
富合	4,005	4,005	4,005	4,005	3,250
公民館	25,200	25,200	22,200	21,200	17,895
計	177,205	171,205	220,205	189,205	150,943

◆「資料の充実について」論点の要旨

- 図書館の効率的運営を目指す一方、資料の充実について図書館予算の確保に努める。
- 各図書館の機能、公民館図書室の利用傾向を把握し、それぞれの施設特性に応じた蔵書コレクション形成に努める。
- 他図書館や大学図書館、社会教育施設等との連携において資料の相互利用促進。

【関連する論点】

12. 他の図書館や施設・機関との連携

6. レファレンス・レフェラルサービスについて

【現状及び課題】

レファレンス・レフェラルサービス図書館の機能として図書資料の閲覧や貸出サービスと並び重要な機能ですが、活用度は低い傾向にあります。

またインターネット普及に伴い調べものが可能となっており、その存在意義が危ぶまれている状況です。

図書館の利用向上、魅力ある図書館の実現にむけては、レファレンス・レフェラルサービスの充実と利用促進が課題と考えます。

今後の図書館利用向上においては、近年注目されている図書コンシェルジュのような、話題本の紹介や読書に関する相談など気軽に活用できる魅力あるサービスなどを通じて、レファレンス・レフェラルサービスの認知度を上げることが必要であると考えます。

一方、利用者の課題解決にむけては、ICTの活用により、サービス水準の高度化をはかることが必要であると考えます。

レファレンス件数（平成24年度）

館名	所蔵調査	調査研究	計
市立	2, 862	1, 899	4, 761
植木	119	34	153
プラザ	13, 584	549	14, 133
17公民館	17, 285	3, 656	20, 941
計	33, 850	6, 138	39, 988

※所蔵調査は、図書資料の在庫の有無・配架場所等のクイックレファレンス

※調査研究は、資料提供を伴う読書相談 など

◆「レファレンス・レフェラルサービスについて」論点の要旨

- レファレンス・レフェラルサービスの活用度は低い。インターネット普及に伴い存在意義が危ぶまれている状況。
- 図書館の利用向上、魅力ある図書館の実現にむけては、レファレンス・レフェラルサービスの充実と利用促進が課題
- 図書コンシェルジュのような、気軽に活用できるサービスなどを通じて、認知度を上げることが必要。
- ICTの活用により、サービス水準の高度化をはかることが必要

【関連する論点】

9. 図書サービスへのICT活用方針

12. 他の図書館や施設・機関との連携

7. 図書サービスにおける施設設備の充実

【現状及び課題】

図書館内環境については、生涯学習の場として、誰でも安全かつ快適に利用できる環境整備に向け、快適性の追求とユニバーサルデザイン化に努めなければならぬと考えます。

また、利用者の多様な利用目的に対応することも必要であり、個人での学習、親子で本に親しむ体験、高齢者の有意義な時間活用、利用者相互の交流などに対応できる環境整備に努めることも必要と考えます。

図書館施設環境については、図書館・公民館図書室がより身近なところにあることが望ましいが、新たな図書館の設置は財政上容易なことではないのが現状です。

今後、既存の公民館図書室施設の拡充による図書館化や既存施設での駐車場・駐輪場の充実、他の公共施設等と連携した貸出返却サービスを行うサービススポットの配置など、利便性の高い図書サービス施設の配置に努めたいと考えます。

駐車場台数

館名	駐車可能台数	備考
市立	109	公民館と供用 表30・裏22・第二57
植木	150	公民館と供用
城南	31	児童館と供用
プラザ	75	※有料 1時間毎に100円

◆ 「図書館サービスにおける施設設備の充実」論点の要旨

【館内環境】

- 快適性の追求とユニバーサルデザイン化に努める
- 利用者の多様な利用目的に対応できる環境整備に努める。
(利用目的)
 - 個人での学習
 - 親子で本に親しむ体験
 - 高齢者の有意義な時間活用
 - 利用者相互の交流

【図書館施設環境】

- 図書館・公民館図書室がより身近なところにあることが望ましいが、新たな図書館の設置は財政上容易ではない。
- 公民館図書室施設の拡充による図書館化
- 既存施設での駐車場・駐輪場の充実
- 他の公共施設等と連携しサービススポット配置

【関連する論点】

1. 図書館・分館・公民館図書室等によるサービス提供体制について
10. 図書館の交流拠点性について

8.子ども読書活動推進について

【現状及び課題】

平成25年度から熊本市読書活動推進計画を市立図書館が所管し、図書館が中心となって学校教育部署、就学前児童部署、社会教育部署と連携し今後着実な計画遂行を図っています。また、子育て支援部署と連携して、「この本読んで」の配布などを通じて、乳幼児期の親と子どものかかわりの中で本に親しむ環境づくりに取り組んでいます。

学校教育現場とは市立図書館に設置している学校図書館支援センターにおいて、学校と図書館、学校相互での図書の有効活用、学校図書館司書補の活動支援を行っています。

今後は、近年の家庭教育重視の状況を踏まえ、家庭教育の向上の観点から、関連する図書イベントや啓発活動の見直しを図ることが重要であると考えています。

【沿革】

平成13年12月 「子どもの読書活動推進に関する法律」施行

平成14年 8月 第一次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」文科省

平成17年10月 「第一次熊本市読書活動推進計画」策定

平成20年3月 第二次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」文科省

平成22年2月 「第二次熊本市読書活動推進計画」策定

平成25年5月 第三次「子どもの読書活動に関する基本的な計画」文科省

◆「子ども読書活動推進について」論点の要旨

- 熊本市読書活動推進計画の推進、子育て支援部署と連携した幼児期の本に親しむ環境づくり、学校図書館支援センターを通じた学校図書館活動支援を着実に推進。
- 家庭教育の向上の観点から、関連する図書イベントや啓発活動の見直しを図ることが重要。

9. 図書サービスへのICT活用方針について

【現状及び課題】

現在、ICタグによる蔵書管理、Web検索予約、SDIサービスなど、図書貸出や検索のサービスの利便性向上に努めています。

また、情報媒体としてインターネット閲覧、商用データベース提供を実施しているほか、プラザ図書館、城南図書館ではPC持込コーナーを設置し利用者の図書館活用の範囲を拡大しています

このほか、ネットで公開されている図書や論文・文献等の検索ページのレファレンス・レフェラルサービス活用や、図書館ホームページを通じた図書館イベント情報など図書館の広報活用を行っています。

今後のICT活用については、図書・視聴覚資料に続く情報媒体として、電子図書の貸出サービスの導入が考えられます。

また、図書館の情報発信の観点から、図書館利用促進にむけた、図書館を利用していない市民あるいは読書や生涯学習に対する認識のない市民層へのアプローチ手段としてさらなる積極的活用が望まれると考えます。

今後は、ICTの進展によるスマートシティ時代を見据えた新たな図書館サービスを積極的に検討する必要があると考えます。

◆「図書館サービスへのICT活用方針について」論点の要旨

- 電子図書館の貸出サービスの導入を検討
- 図書館利用促進にむけ、図書館を利用していない市民あるいは読書や生涯学習に対する認識のない市民層へのアプローチ手段として積極的に活用。
- スマートシティ時代を見据えた新たな図書館サービスを積極的に検討。

【関連する論点】

- 4. 貸出・返却サービスについて
- 7. レファレンス・レフェラルサービスについて
- 10. 図書館の交流拠点性について

10. 図書館の交流拠点性について

【現状及び課題】

誰もが自由に利用でき、情報に触れることのできる図書館の特性を活かし、人々が交流できる拠点として図書館を活用することは、今後の図書館の魅力向上、利用促進の重要な要素であると考えています。

今後は、図書館利用を通じた、親子の交流、世代間の交流、障がい者との交流、ビジネス交流などの利用者相互の交流を創出できる空間の整備、関連する情報の発信、イベントなどの催事企画に取り組み、交流拠点性の充実に努めたいと考えています。

平成 25 年度 催し物 (抜粋)

行事名	期日	内容	参加・応募数
親子で作る絵本の世界	5月11日	画用紙や色紙を使って絵本の場面を再現	125人
童話コンクール	8月4日	資料を持たずに、童話を発表	小学校28校
夏休みに役立つ本展	7/2～9/1	自由研究や調べ学習に役立つ本の展示	
読書感想文コンクール	11月3日	最優秀賞の発表・表彰	462編
子ども向けおはなし会	通年	0・1～2・3歳児・小学生対象のお話会	125回 2,969人
映画会	通年	日曜・子ども・東アジア バリアフリー映画会	65回 6,152人
講座	通年	郷土史講座 ビブリオトーク	22回 572人
ボランティア養成	通年	学校ボランティア・布 絵本・紙芝居 等	5講座 83人

◆「図書館の交流拠点性について」論点の要旨

- 人々が交流できる拠点として図書館を活用することは、今後の図書館の魅力向上、利用促進の重要な要素と思慮。

- 図書館利用を通じた、利用者相互の交流の創出にむけ、空間の整備、関連する情報の発信、イベントなどの催事企画に取り組み、交流拠点性の充実に努める。

【関連する論点】

- 7. 図書サービスにおける施設設備の充実

- 8. 図書サービスへのICT活用方針について

- 12. 他の図書館や施設・機関との連携

11. ボランティアとの協働について

【現状及び課題】

読み聞かせボランティア、紙芝居ボランティア、布絵本づくりボランティア配架ボランティアにより図書サービスへの充実に寄与いただいています。

特に読み聞かせボランティアについては、子ども読書活動推進の観点から養成講座を設け、育成支援を行っています。

ボランティアとの協働は図書サービスの充実に資するものであり、従来のボランティアはもとより、今後新しい分野での協働にむけて、活動の機会や場所の提供に積極的に取り組みたいと考えます。

ボランティア登録者数推移

	H21	H22	H23	H24	H25
書架整理	177	183	79	95	34
おはなし	109	126	112	122	125
布絵本	7	6	5	9	9
紙芝居	8	25	25	27	33
計	301	340	221	253	201

※H23・H25の書架整理ボランティア数が激減しているのは、半年間の活動実績がない者を要綱に基づき登録抹消としたため。

平成25年度 図書館ボランティア活動実績

	回数	延べ人数	備考
書架整理	382	382	
おはなし	251	486	子育て支援センター等でも活動
布絵本			主に自宅での活動
紙芝居	15	31	
計	648	899	

◆「ボランティアとの協働について」論点の要旨

- 従来のボランティアはもとより、今後新しい分野での協働にむけて、活動の機会や場所の提供に積極的に取り組む。

12. 他の図書館や施設・機関との連携

【現状及び課題】

レファレンス・レフェラルサービスの充実、交流拠点性の向上など図書館の利用促進に向けた取り組みを推進するうえで、他の図書館や施設・機関との連携は重要であり、今後、他の図書館や施設・機関と連携を拡充したいと考えています。

また、図書館がさまざまな情報が得られる場であることから、生涯学習の充実に向けたポータルサイトとして、積極的に他図書館や施設等の情報収集・発信の充実にも取り組みたいと考えます。

◆「他の図書館や施設・機関との連携」論点の要旨

- レファレンス・レフェラルサービスの充実、交流拠点性の向上など図書館の利用促進に向け連携の拡充に取り組む。

- 生涯学習の充実に向けたポータルサイトとして、積極的に他図書館や施設等の情報収集・発信の充実に取り組む。

【関連する論点】

- 5. 資料の充実について

- 7. レファレンス・レフェラルサービスについて

- 10. 図書館の交流拠点性について

第2章 図書館の管理運営体制について

13. 民間活力の導入

【現状及び課題】

指定管理者の導入や民間委託の拡大などの民間活力の導入については、民間事業者のノウハウやネットワークを活用した効率的なサービスの向上を目的としています。

民間活力の導入にあたって行政の果たすべき責務としては、「図書館の継続性、公平性の確保」、「事業水準の維持向上」、「職員の確保及び資質・能力の向上」、「関係法令や図書館の設置及び運営上の望ましい基準等に定められた事項を確実に実行すること」があげられます。

実際の業務においては、「資料収集方針及び基準の改訂と実施」、「図書館に関する施策の企画・立案・実施」、「図書サービス実施の統括・監督」、「図書管理システムの運用」「司書等の確保及び資質・能力の向上」等、図書館運営の根幹となる事項について行政が所管する事項として実施することが必要と考えます。

今後の民間活力の導入にあたっては、これらの責務を確実に果たすことを前提として検討を行うことが必要と考えています。

政令市図書館（本館）カウンター業務管理運営状況

	直営	業務委託	指定管理
市	札幌・仙台・千葉・静岡・名古屋・神戸・岡山・熊本	さいたま・横浜・川崎・相模原・新潟・浜松・京都・大阪・堺・北九州・福岡	広島
計	8館	11館	1館

※広島市は本館含む全11館が、広島市未来都市創造財団による指定管理者制度導入

◆「民間活力の導入」論点の要旨

- 民間活力の導入にあたって留意すべき行政の責務は次のとおり。

- 「図書館の継続性、公平性の確保」
- 「事業水準の維持向上」
- 「職員の確保及び資質・能力の向上」
- 「関係法令や図書館の設置及び運営上の望ましい基準等に定められた事項の確実な実行」

- 行政が実施すべき実務は次のとおり

- 「資料収集方針及び基準の改訂と実施」
- 「図書館に関する施策の企画・立案・実施」
- 「図書サービス実施の統括・監督」
- 「図書管理システムの運用」
- 「司書等の確保及び資質・能力の向上」 等

- 今後の民間活力の導入にあたっては、これらの責務を前提として検討。

14. 人材育成について

【現状及び課題】

図書館運営にあたっては、利用者に直接サービスを提供する司書及び司書補の確保及び資質能力の向上が不可欠です。

市の職員については、一般事務職を配置。司書の専門職員としての採用はなく、司書資格取得経費を予算化し図書館配置後、勤務しながら取得する体制です。

図書館や公民館図書室の嘱託職員については、司書資格を採用条件とし、有資格者の確保に努めています。

指定管理者については、図書館業務職員全て有資格者を条件づけています。

図書館業務に従事する市の職員については、司書の専門知識・技能を修得することが望ましく、司書資格を有する職員の確保及び配置、専門職員育成にむけた計画的な異動ローテーション、司書の専門知識・技能の水準維持・向上に向けた研修の充実など、計画的な人材育成のしくみを整備することが必要と考えます。

有資格の嘱託職員、指定管理者の図書業務職員に対する司書の専門知識・技能の水準維持・向上に向けた研修機会の充実を図ることが必要と考えます。

また、司書養成の促進にむけて、インターンシップ受入れなど司書養成に取り組む大学・学校等と積極的連携を図ることも重要と考えます。

職員体制（司書率）

館名	職員（内：司書）	嘱託（内：司書）	司書率（司書／職員）%
市立	19（6）	27（25）	31／46 67%
植木	3（1）	11（9）	10／14 71%
城南	7（7）	8（8）	15／15 100%
プラザ	27（27）	4（4）	31／31 100%

◆「人材育成について」論点の要旨

- 図書館運営にあたっては、司書及び司書補の確保及び資質能力の向上が不可欠と思慮。
- 図書館業務に従事する市の職員については、司書の専門知識・技能を修得することが望ましく、次のような計画的な人材育成のしくみを整備することが必要
 - ① 司書資格を有する職員の確保及び配置
 - ② 専門職員育成にむけた計画的な異動ローテーション
 - ③ 司書の専門知識・技能の水準維持・向上に向けた研修の充実
- 有資格の嘱託職員、指定管理者の図書館業務職員に対しては、司書の専門知識・技能の水準維持・向上に向けた研修機会の充実が必要
- 司書養成の促進にむけて、インターンシップ受入れなど司書養成に取り組む大学・学校等と積極的連携を図る。